

重要事項説明書

学校法人 東ヶ丘学園

幼保連携型認定こども園 東ヶ丘幼稚園

重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

| | |
|------------|-------------------------|
| 事業者名称 | 学校法人 東ヶ丘学園 |
| 主たる事務所の所在地 | 愛知県知多郡東浦町大字緒川字東仙台 8 番 5 |
| 法人種別 | 学校法人 |
| 代表者氏名 | 理事長 本多伯舟 |
| 電話番号 | 0562-83-6465 |

第 2 ご利用施設

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 施設の種別 | 幼保連携型認定こども園 |
| 施設の名称 | 幼保連携型認定こども園 東ヶ丘幼稚園 |
| 施設の所在地 | 愛知県知多郡東浦町大字緒川字東仙台 8 番 5 |
| 管理者氏名 | 園長 岡本貴裕 |
| 連絡先 | 電話 0562-83-6465 FAX 0562-83-6465 |

第 3 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園 東ヶ丘幼稚園（以下、当園という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての小学校就学前の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(1) 「明るく元気な子」

集団としての基本的生活を身につけ、健康で明るい生活が出来るように育てる。

(2) 「思いやりのある子」

命の大切さを教え、感謝の気持ちや思いやりの心を育てる。

(3) 「最後までがんばる子」

よく考え行動し、何事にもがんばって努力をする気持ちを育てる。

第4 施設・設備等の概要

(1)施設

| | | |
|----|------|------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2777.36 m ² |
| | 園庭 | 1145.43 m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| | 延べ面積 | 1181.1 m ² |

(2)主な設備

| 設備 | 居室数 | 備考 |
|-----|-----|--|
| 乳児室 | 2室 | ひよこ組(0歳児クラス)、りす組(1歳児クラス)、ぱんだ組(2歳児クラス) |
| 保育室 | 9室 | ちょうちょ組(3歳児クラス)、とんぼ組(3歳児クラス)、みつばち組(3歳児クラス)、らいおん組(4歳児クラス)、きりん組(4歳児クラス)、うさぎ組(4歳児クラス)、つばめ組(5歳児クラス)、かもめ組(5歳児クラス)、すずめ組(5歳児クラス) |
| 遊戯室 | 1室 | |
| 給食室 | 1室 | |
| 職員室 | 1室 | |
| 相談室 | 1室 | |

第5 利用定員

| 認定区分 | | 利用定員 |
|---------|-------|------|
| 1号認定子ども | | 126人 |
| 2号認定子ども | | 54人 |
| 3号認定子ども | 1・2歳児 | 36人 |
| | 0歳児 | 6人 |

第6 職員の配置状況

当園では、東浦町幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員を配置しています。

職員配置状況につきましては「幼保連携型認定こども園 東ヶ丘幼稚園 重要事項説明書 別紙」

(以下、別紙という。)「<配置状況>」をご覧ください

第7 職員の勤務体制

| 職 種 | | 勤 務 体 制 | |
|--------|----|------------|-------------------------------------|
| 園長 | | 8：00～17：00 | |
| 副園長 | | 8：30～17：30 | |
| 主幹保育教諭 | | 8：30～17：30 | |
| 保育教諭 | 1番 | 7：20～16：20 | *ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。 |
| | 2番 | 7：50～16：50 | |
| | 3番 | 8：20～17：20 | |
| | 4番 | 8：50～17：50 | |
| | 5番 | 9：10～18：10 | |
| | 6番 | 9：40～18：40 | |
| 栄養士 | | 8：00～17：00 | |
| 調理員 | 早番 | 7：30～16：30 | |
| | 遅番 | 8：00～17：00 | |

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 教育・保育を提供する日、時間

| | | | | |
|-------------|------|-------------|-----------------------------------|--|
| 開 所 曜 日 | 1号 | 月・火・水・木・金 | | |
| | 2・3号 | 月・火・水・木・金・土 | | |
| 開 所 時 間 | 1号 | 平日 | 9：30～14：30 | |
| | | 土曜日 | 休園日(預かり保育あり) | |
| | | 日曜日・祝日 | 休園日 | |
| | 2・3号 | 平日・土曜日 | ① 保育短時間 8:30～16:30 早朝、夕方保育は別料金 | |
| | | 日曜日・祝日 | ② 保育標準時間 7:30～18:30 (別料金なし) | |
| | | コア時間 | 8：30～16：30 | |
| 学 期 | 1号 | 1学期 | 4月9日～7月17日 | |
| | | 2学期 | 9月1日～12月23日 | |
| | | 3学期 | 1月7日～3月24日 | |
| 長 期 休 業 期 間 | 1号 | 春季休業 | 3月25日～4月8日 | |
| | | 夏季休業 | 7月18日～8月31日 | |
| | | 冬季休業 | 12月24日～12月28日 1月4日～1月6日 | |

(令和8年度)

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 1号認定者の平日の7：30～9：30、14：30～18：30、土曜日、長期休業期間及び県民の日学校ホリデーについては、預かり保育としてお預かり致します。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

※ 土曜日、8月、県民の日学校ホリデー及び年末年始の当園が指定する日については、保護者の方の就労証明が必要となります。指定日に就労以外の理由で保育を希望される方は、お申し出ください。

※ 学期及び長期休業期間は、原則として東浦町の公立小学校と同期間のため、年度により異なる場合があります。

第9 提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号)に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の教育・保育理念

知育・体育・徳育の確立

(2) 当園の教育・保育の目標

豊かな人間性を持った子どもの育成

自ら考える子どもの育成

心身の健康を養う子どもの育成

(3) 当園の教育・保育の内容に関する全体計画

子どもの無限の可能性を引き出す教育・保育の実践

乳児は個々の生活リズムを大切にす

幼児は知的・情緒・運動能力に配慮しながら、様々な経験をする

(4) その他

子どもにとっては「楽しい園」、保護者にとっては「安心できる園」となるよう努めます。

(5) デイリープログラム(一日の流れ、土曜日を含む)

登園から降園までのプログラムを別紙「<デイリープログラム>」をご確認下さい。

(6) 年間行事計画

当園では月ごとに行事を計画しております。

行事計画につきましては別紙「<年間行事予定>」をご確認下さい。

(7) 給食の提供

・当園では、主食は米飯、汁物・野菜等を中心とした独自の献立を作成し、提供しています。

・旬の食材を使用し、味付けも薄味で素材の味を生かした献立です。

・咀嚼の発達を促すため、噛みごたえのある給食を提供しています。

・温かい物は温かく、冷たい物は冷たく、適温給食の提供に努めております。

・離乳食は、ご家庭と連携をとり、一人一人の発達状況に合わせてすすめていきます。

<食物アレルギー除去食対応について>

・食物アレルギーのあるお子様に対し、アレルギー食物を除去した給食を提供しております。

また、栄養学的見地から除去した食物に代わり得る代替食を提供します。

・除去の程度は、医師からの生活管理指導表を基に、保護者のご意向も取り入れ、話し合いによって決定させて頂きます。

但し、医師から除去の指示があるものは、保護者のご意向であっても提供することは出来ません。

・成長に伴う症状の改善等により、除去食の解除を行う場合も医師の指示書を基に決定致します。

・生活管理指導表は、医師からの指示のもと、定期的に再提出をお願いしております。

第10 利用料金

(1) 基本利用料

- ・0～2歳児クラス在籍の園児は、お住まいの市町村が定める上限額の範囲で、園則(運営規程)で定めた利用料をお支払い頂きます。
- ・3～5歳児クラス在籍の園児は、令和元年10月より無償です。

(2) 預かり保育にかかる費用

預かり保育を利用された場合は、回数により別途お支払いが必要です。
料金は別紙「<料金表>」をご確認下さい。

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払頂きます。
- ・市場価格の変動や提供する保育内容等により、下表の負担額を変更する場合があります。
- ・詳しくは別紙「<料金表>」をご確認下さい。
- ・知多信用金庫 東ヶ丘支店から、保育料と諸費は自動引き落としにて集金させていただきます。
(口座をお持ちでない方は、口座の開設をお願い致します)

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、教育・保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 学校医

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は学校医への連絡を行います。学校医は別紙「<学校医>」をご確認下さい。

(2) 災害共済給付制度への加入

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。
自己負担金は毎年変動致します。別紙「<料金表>」をご確認下さい。

第13 非常災害対策

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>暴風警報発令時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県知多地域に暴風警報が発令されている場合は登園見合わせとなります。その際、午前11時まで解除になった場合は、園の安全を確認後体制が整い次第開園となります。 ・午前11時の時点で、発令中の場合は引き続き登園見合わせとなります。 ・保育中に警報が出された場合は速やかにお迎えに来て下さい。(緊急連絡先表に記載された方以外の方には、お子様をお返することはできません) |
| <p>警戒レベル3 高齢者等避難発令時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・適用地域内の園は、解除されるまで登園見合わせとなります。 ・登園後に発令された場合は、速やかにお迎えに来て下さい。やむを得ず避難する場合は、メール等連絡及び園に避難場所を掲示します。 |
| <p>警戒レベル4 避難指示発令時</p> | <p>(緊急連絡先表に記載された方以外の方には、お子様をお返することはできません)</p> |
| <p>特別警報発令時</p> | <p>(緊急連絡先表に記載された方以外の方には、お子様をお返することはできません)</p> |
| <p>南海トラフ地震 臨時情報発表時</p> | <p>《事前避難対象地域外》のとき》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震情報(調査中)、(巨大地震注意)、(巨大地震警戒)のいずれかが発表された場合、通常通り保育を実施します。保護者の判断で登園を控えて頂くことは差し支えません。この場合、利用者負担額保育料の減額などの調整は行われません。 <p>《事前避難対象地域内》のとき》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震情報(調査中)若しくは(巨大地震注意)が発表された場合、通常通り保育を実施します。保護者の判断で、登園を控えて頂くことは差し支えません。この場合、利用者負担額(保育料)の減額などの調整は行われません。 ・南海トラフ地震情報(巨大地震警戒)発表された場合、解除されるまで休園となります。登園後に発表された場合は、速やかにお迎えに来て下さい。やむを得ず避難する場合は、コドモン等での連絡及び園に避難場所を掲示します。 <p>※緊急連絡先表に記載された方以外の方には、お子様をお返することはできません。</p> <p>休園期間中の利用者負担額(保育料)は、日割り計算し減額するなどの調整を行います。</p> |
| <p>避難訓練</p> | <p>消防計画に基づいて行います。</p> <p>地震想定避難誘導訓練 4月・5月・7月・9月・11月・3月</p> <p>火災想定避難誘導訓練 6月・8月・10月・12月・1月・2月</p> |
| <p>非常災害用備蓄</p> | <p>非常用飲料水、非常食を3日分防災倉庫にて保管しています。</p> |

第14 防犯、事故防止のための措置

- ・「園児の安全や不審者の侵入を監視」するため、防犯カメラの設置をしており、常に職員室のモニターにおいて職員が確認しております。
- ・「登降園管理システム」を導入して、事件や事故の防止に努めております。
- ・園庭遊具の安全性を確保するため、年2回有資格業者による定期安全点検を実施し、遊具周辺の安全対策として、安全マットを活用し事故防止に努めています。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付け致します。

| 当園苦情相談窓口 | 苦情解決責任者 園長 苦情受付担当者 副園長 |
|----------|--|
| 第三者委員 | 委員名 弁護士 垣内 幹 (垣内法律事務所) 所在地 〒467-0067 名古屋市瑞穂区石田町1丁目34番地の1 アドハウス2B 電話番号 052-859-3077 受付時間 月～金(祝祭日は除く) 9:00～17:00 |
| | 委員名 道家 浩美 |

第17 その他留意していただきたいこと

(1) 個人情報の取り扱いについて

当園は個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努め、以下の通り取り扱います。

- ・当園の保有する個人情報は、園児に関するデータ(氏名、生年月日、住所、電話番号、保護者氏名等)・園児記録文書・写真・DVDがあります。これらの管理を適切に行い、本人(保護者)の同意なく第三者に提供することはありません。
- ・当園の教職員は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することはありません。また、当該職務を退いた後も同様です。
- ・当園は個人情報の収集、利用及び提供は定められた目的以外に収集、利用致しません。

ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 法令の規定に基づく場合
- (2) 情報主体の同意があるとき
- (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき
- (4) 当園内における業務上及び事務上の必要があり、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められるとき

※当園の保有する個人情報について、本人(保護者)から開示・訂正・削除の請求があった場合は、法令に基づき適切に対応致します。

(2) インターネットサイトモバイルアプリケーションの利用

当園が保護者とのコミュニケーション等を目的に使用するインターネットサイトやモバイルアプリケーションに関し、保護者の使用にかかる費用(端末代、インターネットやモバイルアプリケーションに発生したデータ通信費等)は保護者にご負担頂きます。

(3) 保健と健康管理について

① 病後の登園注意事項

- ・昨夜、発熱、嘔吐、下痢など、ご家庭で怪我をしたなど健康上に変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせ下さい。
- ・また、伝染性の疫病が疑われる場合は必ず病院を受診してから登園して下さい。
- ・保育中に体調が悪くなったときには早めにお知らせ致します。症状をみて、熱が高くなくてもご連絡する場合がありますのでご了承下さい。
- ・伝染性の疫病と診断された時は他のお子様への感染を防ぐため、医師の許可が出るまで登園できません。完治後の初登園日に園指定又は病院指定の用紙(登園許可証)を提出していただきます。
- ・医師の診断及び指示に従って登園してはいけない病気の場合は、登園できません。

② 薬について

- ・間違いがあるといけませんので、薬は持たせないようお願い致します。
- ・職員による与薬はできませんので、ご了承くださいますようお願い致します。

附則

令和2年4月1日制定

令和3年4月1日改訂

令和3年5月20日改訂

令和4年4月1日改訂

令和5年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

この重要事項説明書については、令和8年4月1日現在の情報です。